【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年３月27日
【会社名】	ピクスタ株式会社
【英訳名】	PIXTA Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　古俣　大介
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号
【電話番号】	03-5774-2692（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレート本部長　恩田　茂穂
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号
【電話番号】	03-5774-2692（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレート本部長　恩田　茂穂
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

2019年３月26日開催の当社第14期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2019年３月26日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案　定款一部変更の件

①当社は、委員の過半数を社外取締役で構成する監査等委員会を設置することにより、取締役会の監督機能を強化し、経営の透明性を一層向上させるとともに、意思決定の更なる迅速化を実現するため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

②当社の事業展開に対応するため、現行定款第２条（目的）の変更を行うものであります。

③上記条文の新設及び削除に伴い、条数の変更、文言の整理その他所要の変更を行うものであります。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役全員（５名）は第１号議案による定款変更の効力が発生した時に任期満了となるため、古俣大介、内田浩太郎、遠藤健治、及び恩田茂穂を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、内田久美子、松本浩介、及び丸山聡を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額設定の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、年額180百万円以内（但し、使用人分給与を含みません。）とするものであります。

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬総額設定の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額30百万円以内とするものであります。

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に、業績向上及び当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、第４号議案の報酬額とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給するものであります。なお、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その総額は、年額20百万円以内（但し、使用人分給与を含みません。）といたします。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（%）
第１号議案	10,599	19	－	（注）１	可決　89.57
第２号議案					
古俣　大介	10,599	19	－		可決　89.57
内田　浩太郎	10,498	120	－	（注）２	可決　88.72
遠藤　健治	10,498	120	－		可決　88.72
恩田　茂穂	10,498	120	－		可決　88.72
第３号議案					
内田　久美子	10,597	21	－	（注）２	可決　89.55
松本　浩介	10,597	21	－		可決　89.55
丸山　　聡	10,597	21	－		可決　89.55
第４号議案	10,595	23	－	（注）２	可決　89.54
第５号議案	10,595	23	－	（注）２	可決　89.54
第６号議案	9,919	699	－	（注）２	可決　83.82

（注）１．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以　上